

## 資料60 水質汚濁に係る規制措置の状況

根拠法令		水質汚濁防止法		水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例				
排水口に係る濃度の基準  有害物質以外	有 害 物 質	(対象) 法に基づく特定事業場のうち日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上	BOD	160(120)	(対象) 淀川水域及び北部閉鎖性水域に立地する法に基づく特定事業場のうち、それぞれ日平均排水量30m <sup>3</sup> 以上又は50m <sup>3</sup> 以上			
		COD	160(120)	BOD	25(20)			
		SS	200(150)	COD	25(20)			
		ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)	30	SS	90(70)			
		フェノール	5	ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)*	20			
		pH	5.0~9.0(海域へ排出) 5.8~8.6(海域以外へ排出)	フェノール*	1			
		ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)	5	(注)				
		銅	3	・単位はmg/l。(pHは単位なし。また、大腸菌群数のみ個/cm <sup>3</sup> )				
		亜鉛	2	・( )内は日間平均値の許容限度。				
		溶解性鉄	10	・窒素及びりんについては、閉鎖性水域に限り適用。				
		溶解性マンガン	10	・*の条例による規制は、淀川水域に限り適用。				
		クロム	2					
		大腸菌群数	3,000					
		窒素含有量	120(60)					
		燐含有量	16(8)					
		この他に瀬戸内流域の事業場に対し、CODについて総量規制が適用されます。						
有害物質	有 害 物 質	(対象) 法に基づく特定事業場	(対象) 淀川水域及び北部閉鎖性水域に立地する法に基づく特定事業場					
		カドミウム及びその化合物	0.1	カドミウム及びその化合物	0.05			
		シアノ化合物	1	シアノ化合物	0.5			
		有機燐化合物	1	有機燐化合物	0.5			
		六価クロム化合物	0.5	六価クロム化合物	0.25			
		鉛及びその化合物	0.1	(注) 単位はmg/l				
		砒素及びその化合物	0.1					
		水銀及びアルキル水銀	0.005					
		その他の水銀化合物						
		アルキル水銀化合物	検出されないこと					
		ポリ塩化ビフェニル	0.003					
		トリクロロエチレン	0.3					
		テトラクロロエチレン	0.1					
		ジクロロメタン	0.2					
		四塩化炭素	0.02					
		1, 2 - ジクロロエタン	0.04					
		1, 1 - ジクロロエチレン	0.2					
		シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4					
		1, 1, 1 - トリクロロエタン	3					
		1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06					
		1, 3 - ジクロロプロベン	0.02					
		チラウム	0.06					
		シマジン	0.03					
		チオベンカルブ	0.2					
		ベンゼン	0.1					
		セレン及びその化合物	0.1					
条例に基づく規制項目		ほう素及びその化合物	230(海域へ排出) 10(海域以外へ排出)					
		ふつ素及びその化合物	15(海域へ排出) 8(海域以外へ排出)					
		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100*					
* アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量		京都府環境を守り育てる条例						
		(対象) 条例の特定工場等のうち日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上						
		ニッケル		2				
		(注) 単位はmg/l						
		* この他に、特定工場に対し、BOD、COD及びSSについて汚濁負荷量規制があります。						